

事故処理基準

平成 23 年 4 月 8 日

事業者名：知多港運 株式会社

| 目 次 | |
|-------|----------|
| 第 1 章 | 目 的 |
| 第 2 章 | 事故発生時の通報 |
| 第 3 章 | 事故の処理等 |

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因を究明し、将来の船舶の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において「事故」とは、当方の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい「事故等」とは事故及び(5)の事象(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の重大な人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。
- (3) 航路の障害、着岸施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行等の不法行為による運航の阻害。
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事象。

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当方の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

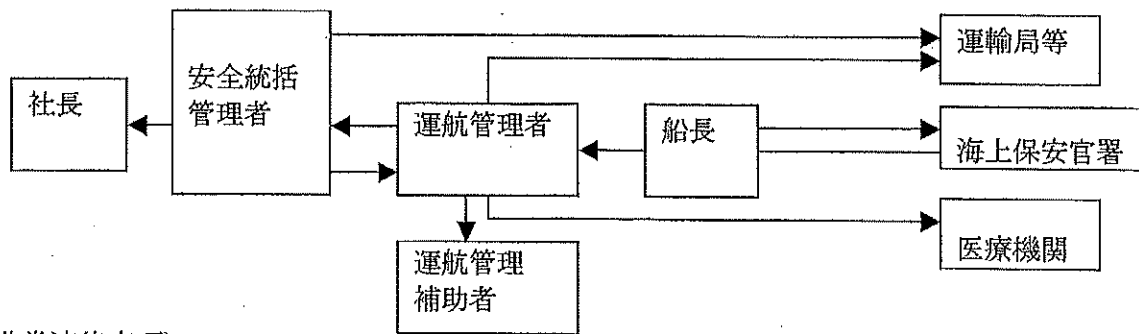
第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は事故の状況を、本社に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安署等への連絡は、初動時は「118」による。以降、別表「緊急連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が発生する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備えおくものとする。
- 4 非常連絡は原則として次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区別により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名 ②日時 ③場所 ④事故等の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

| 事故等の種類 | 連絡事項 |
|---------|--|
| a 衝突事故 | ①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名（できれば住所連絡先）……………船舶衝突の場合 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）……………船舶衝突の場合 |
| b 乗揚げ事故 | ①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④船体・機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） |
| c 火災事故 | ①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し |
| d 浸水事故 | ①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 |

| | |
|-----------------------------|--|
| | ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） |
| e 強取、殺人、 傷害、暴行等の 不法行為 | ①事件の種類 ②事件発生の発端及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 ⑥措置状況 |
| f 人 身 事 故 (行方不明を除く) | ①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無 |
| g 旅客、乗組員等の 行方不明 | ①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等 |
| h そ の 他 の 事 故 | ①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況 |
| i イ ン シ デ ン ト | ①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況 |

第 3 章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第 6 条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が構すべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の恠率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理補助者がとるべき措置）

第7条 運航管理補助者は、通常連絡、入港連絡及び船長からの連絡等が異常に遅延している場合、又は連絡無しに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のため必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理補助者は前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故発生を知ったとき又は、船舶の動静が把握できないときに運航管理補助者がとるべき措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救護に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署等への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名確認及びその連絡先への通知
- (8) （事故処理組織）

第8条 事故処理の組織、編成は次表のとおりとする。

事故処理組織表

| | 職務 |
|-------------------|--|
| 経営トップ | 総指揮 |
| 安全統括管理者 | 副総指揮者 |
| 運航管理者 | 安全統括管理者補佐 |
| 救難対策班 運航管理補助者 | 事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。 |
| 被災者対策班 運航管理補助者 | 被災者の把握、被災者の救護その他被災者対策に関すること。 |
| 庶務対策班 運航管理補助者 | 被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。 |

（医療救護の連絡等）

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

別表

医療機関連絡表（緊急連絡表）

救急緊急119 警察緊急110

会社

| | |
|------------------|--------------|
| 知多港運 株式会社（本社） | 052-651-5446 |
| 知多港運 株式会社（知多営業所） | 0562-55-3711 |

官公庁

| | |
|---------------|--------------|
| 中部運輸局 運航労務監理官 | 052-952-8012 |
|---------------|--------------|

医療機関

| | |
|--------|--------------|
| 知多市民病院 | 0562-55-1155 |
|--------|--------------|

海上保安部等 海上保安部緊急118

| | |
|-----------|----------------|
| 第四管区海上保安部 | 052-661-1611~4 |
| 名古屋海上保安部 | 052-661-1615~7 |
| 衣浦海上保安署 | 0569-22-4999 |
| 三河海上保安署 | 0532-34-0118 |
| 四日市海上保安部 | 0593-57-0118 |
| 尾鷲海上保安部 | 0597-25-0118 |
| 鳥羽海上保安部 | 0599-25-0118 |

